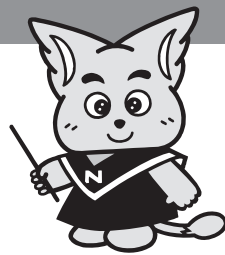


国民年金だより



■納め忘れた保険料はありませんか？

過去5年分まで国民年金保険料が納められます！

後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度です。

後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。分割納付をすることも可能です。詳しい内容は、下記の専用ダイヤル、または最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050
徳島南年金事務所 ☎088-652-3114

■後納制度をご利用いただける方

1. 20歳以上60歳未満の方で、5年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間がある方
2. 60歳以上65歳未満の方で、上記1.の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方
3. 65歳以上の方で、老齢年金の受給資格がなく任意加入中の方など

※ 60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

※ 特定期間となっている期間は特例追納をご利用ください。

※ 過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「10年の後納制度」は、平成27年9月30日をもって終了しました。

【お問い合わせ先】 役場住民生活課 ☎77-3613 由岐支所 ☎78-1111

11月は「児童虐待防止推進月間」です。



全国では児童虐待に関する相談件数が増加しており、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況であり、児童虐待が子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることは言うまでもありません。

皆様一人ひとりがこの問題について、理解をより一層深めてくださいますようお願い申し上げます。

*** あなたの勇気が子どもを救います、迷わないでお電話ください。***



虐待を受けていると思われる子どもや子育てに悩む親を見つけた場合、又はご自身が出産や子育てに、戸惑いを感じた場合など、不安を感じたら、まずご相談ください。

相談・連絡先（24時間受付）

役場保健福祉課 ☎77-3614

※土日祝日でも役場宿日直者へ連絡をお願いします。

南部こども女性相談センター（児童相談所）

〒771-0011 阿南市領家町神野319 ☎0884-22-7130

